

【元気な淡路っ子応援事業補助金】

**淡路市内**で**子ども食堂**を運営している皆さま

子どもたちに安価で栄養のある食事を提供し安心できる居場所が普及するように、淡路市では子ども食堂の運営に要する経費の一部を補助しています。



## 子ども食堂の 運営費を補助します

<補助対象経費>

**「子ども食堂」の運営に必要な費用**

消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、燃料費、水道光熱費、保険料、その他市長が必要と認める経費

<補助金額>

**月額 4,000 円 × 事業実施月数 (1 団体年度上限 48,000 円)**

※「補助対象経費の総額から、寄付金その他の収入を控除して得た額」または「1 か月当たり 4,000 円に年間の子ども食堂実施月数を乗じて得た額」のいずれか少ない方の額を補助します。

<必要書類>

- ①元気な淡路っ子応援事業（運営）補助金交付申請書（様式第 2 号）
- ②申請団体の概要及び事業実施に係る計画がわかるもの
- ③事業の実施に係る収支の内訳が分かるもの（収支予算書）

<申請受付期間>

**令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日まで**

※申請件数が本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

【問合せ先】

淡路市健康福祉部子育て応援課 [TEL:0799-64-2134](tel:0799-64-2134)(直通)

[Mail:kosodateoen@city.awaji.lg.jp](mailto:kosodateoen@city.awaji.lg.jp)

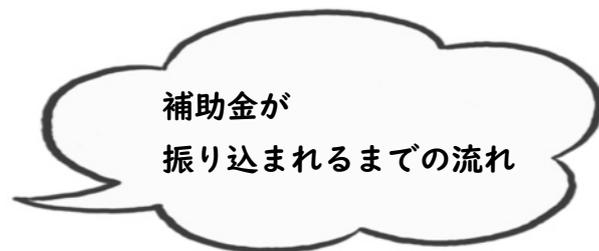
## (1) 補助金の申請

必要書類を揃えて、1回目の運営までに  
子育て応援課に提出してください。



## (2) 審査

書類を審査し、結果を申請のあった住所に郵送します。



【以下審査の結果、“交付”となっていたかたの手続き】

## (3) 実績報告書の提出

(2)の審査結果を郵送時に、所定の様式を同封します。

その年度\*1の3月31日までに、提出してください。電子データで様式が必要なかたはご連絡ください。

提出がない場合、補助金を振込むことができません。

\*1)…毎年4月1日から翌年3月31日までの期間のこと

- 元気な淡路っ子応援事業補助金実績報告書（様式第4号（第6条関係））
- 請求書
- 収支決算書
- 領収書などの経費を支払ったことのわかるもの



## (4) 補助金の振込み

実績報告書を審査し、結果（振込日・金額）を申請のあった住所に郵送します。

～よくある質問～

### Q. 子ども食堂を開設するためには、どうしたらいい？

A. こども食堂の運営をするために、市役所へ特別な届出は必要ありませんが、調理を行い食事を提供するため、事前に保健所へ相談などが必要です。相談する際は、実施場所や規模などを計画しておくことが望ましいです。

### Q. 運営費は、開設費の補助金をもらってなくても申請できますか？

A. 申請することができますので、その年度\*1の1回目の運営までに必要な書類を揃えて子育て応援課に申請してください。

\*1)…毎年4月1日から翌年3月31日までの期間のこと